

平成 29 年度青森市国民健康保険事業重点事項について

1 基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として、地域住民の医療機会の確保や健康の保持・増進に大きく寄与してきた。

しかしながら、制度上、年齢構成の高いことに加え、急速な高齢化及び高度医療技術の進展、さらに超高額な新薬の登場等により、1人あたりの医療費水準は年々高くなっていく一方で、社会経済情勢の変化から、無職者や失業者、非正規雇用の労働者など、所得に対する保険税負担割合が高い加入者が多く、国民健康保険事業は、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えており、財政運営は年々厳しさを増している。

こうした課題を解消するため、国においては、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月に成立し、「財政の責任主体を平成 30 年度から都道府県が担う」といった、いわゆる「都道府県化」などを含む医療保険制度改革が進められている。

また、その改革に向け、県及び県内市町村において具体的な協議が進められ、平成 29 年度は、将来における国保事業運営の方向性を決定する重要な年度となっている。

このような状況を踏まえ、国民健康保険事業の健全で安定的な運営を確保するため、次に掲げる重点事項の充実・強化・推進を図り、積極的に展開することとする。

2 重点事項

(1) 資格の適用適正化

被保険者資格の適正な適用は、医療の確保及び保険税の賦課を行う前提となる基本事項であることから、被保険者の資格の適確な把握と早期適用に努める。

(2) 保険税の適正賦課

基幹的財源である保険税を適正に賦課するため、賦課の基礎となる被保険者の所得額の把握と負担の公平性の観点に基づいた適正な賦課に努める。

(3) 収納率の向上

保険税収入の確保は、事業運営の根幹を成すものであることから、財政の健全化と被保険者間の負担の公平を図るため、効率的かつ効果的な収納対策を講じ、収納率の向上に努める。

(4) 医療費の適正化

高齢化の進展や医療技術の高度化による 1 人当たりの医療費の増加が見込まれる中、事業運営の安定化を図るため、保険税収入の確保のみならず、より一層の医療費支出の適正化に努める。

(5) 保健事業の推進

被保険者の健康保持増進や自らの健康管理意識の改善を図り、将来的な医療費の伸びを抑制するため、各種健（検）診事業等の受診率及び実施率の向上に努める。

(6) 広報活動の推進

国民健康保険制度に対する理解を深め、納税意識や健康管理意識の高揚を図るため、多様なメディアを活用した広報活動に努める。

(7) 研修機会の確保

国民健康保険事業に関わる担当職員のレベルアップを図るため、国、青森県、及び青森県国民健康保険団体連合会等が主催する研修会等に積極的に参加するとともに、課内研修も開催し、制度・事業に対する理解や事務処理システム操作方法等の習熟に努める。